

私たちはお客様の成長を支援し、“力ちあるもの”を創ります

the Heartful OAG

Vol. **214**
2023年2月



- 03 太田孝昭が語る元気になる言葉・春夏秋冬 「ロッキー」を知っていますか
- 04 令和5年度税制改正で注目される3つのトピックを解説!
①NISA制度の拡充 ②贈与税の見直し ③インボイス制度における負担軽減措置
- 07 グループ会社紹介 「顧客に寄り添う」OAG監査法人
- 08 相続税申告はOAGの「チーム相続®」にお任せ! 相続相談の具体例
- 09 私のOff-Time 「私の趣味」
- 10 安のカメラ紀行 「伊豆半島 下田の旅」
- 11 創業35周年特別企画 OB・OGの皆さまからのメッセージ
- 12 メディア寄稿情報／セミナー情報／書籍・雑誌発刊情報





OAGグループは1988年5月創業。
2023年5月で35周年を迎えます。

大田・細川会計事務所の初期メンバー

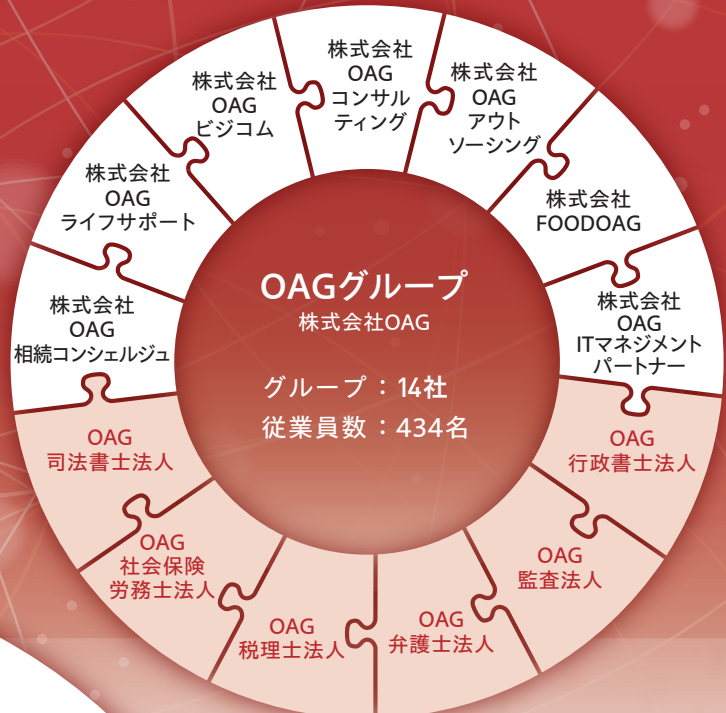
OAGグループのご紹介

OAGグループでは、経営者・法人・個人における複雑化・多様化するニーズ・課題に対して、
税務・労務・法務等の卓越した専門家が連携し、時代の変化に柔軟で高品質な
プロフェッショナルサービスをご提供します。

グループの強み



グループ相関図



サービス一覧

OAGグループのサービスはお客様の成長に合わせて必要な時に、
必要なピースを組み合わせてご利用いただけます。

法人



経営者



個人



業種特化型

- ・自治体
- ・不動産会社
- ・飲食店
- ・医療法人
- ・非営利法人
- ・コンビニエンスストア



元気な
経営の
ワンポイント!

太田孝昭が語る

元気になる言葉

春夏秋冬



「ロッキー」を知っていますか

「ロッキー」は、シルベスター・スタローン主演の映画です。制作されたのは1976年、昭和51年です。太平洋戦争の敗戦から31年、今から47年前の事です。スタローンが脚本を書き、映画会社に持ち込み、主演を演じました。映画は大ヒット、スタローンは一気に大スターへと駆け上ります。映画の内容は、この広報誌の読者なら概ね分かっていると思うので書きません。サクセスストーリーそのものです。

振り返って、当時の日本国・我が国も、映画の主人公ロッキー・バルボアの様に世界に向かって奮闘中でありました。トヨタ、ホンダ、日産、ソニー、松下、三洋電機等の人々は世界を相手に仕事をしていた感があったでしょうね。日本全体が高揚感に包まれている状況であったのです。個人もイケイケ・ガツガツで、一生懸命仕事をすれば、ポストも給与も上がっていきました。皆と同じ様にしていれば良かったのです。そこでは余り難しい事を考えずに、与えられた仕事を一生懸命やる事で、何とかなつたのです。

しかし、現在は違います。世の中が大きく変化しました。インターネット、グローバル、自動運転、AI、ロボット、個人情報、プライバシー、情報格差等々、一生懸命のほかに何か求められます。指示された事をやるだけでなく、何が最適かを考えて実行する力が求められています。

一方で、変わらないものがあります。「お客様への貢献」です。「お客様への役立ち」です。世の中がどの様になろうが、個人の働き方がどの様になろうが、お客様を満足させて、売上を獲得しなければ、企業は継続できません。平たく言えば、倒産してしまうのです。

さて、話は再び「ロッキー」に戻ります。私は少し朝ジョギングをしています。わずか2〜3キロメートルを月10〜15回走るのです。その時に「ロッキー」のテーマが頭の中を流れます。すると不思議に元気が出るんです。ロッキー・バルボアになった様な錯覚が起きるのです。「よし、やるぞ」の感覚は足取りを軽くするし、今日の元気に繋がっていきます。

誠に単純な話ですが、皆様は思い出すと元気になれる何かを持っていますか。へこんだ気持ちを立て直す何かを持っていますか。世の中は複雑に進歩した由に、へこむ材料には事欠きません。そこで皆様、映画「ロッキー」を観てください。へこんだ時の特效薬になりますよ。

令和5年度税制改正で注目される3つのトピックを解説!

NISA制度の拡充、贈与税の見直し、インボイス制度における負担軽減措置

令和4年12月16日に令和5年度の税制改正大綱が発表されました。家計の資産を「貯蓄」から「投資」へと積極的に振り向けることを目的としたNISA制度の拡充や贈与税の見直し、小規模事業者に対する消費税のインボイス制度における負担軽減措置などが盛り込まれました。私たちの暮らしに影響が大きいと思われるこれら3つのテーマの解説をご紹介します。なお、他項目の解説については右のQRコードもしくは、ウェブ検索からご覧いただけます。

PDFはコチラ



OAG 税制改正



1.NISAの抜本的拡充・恒久化

個人所得課税

NISAとは「少額投資非課税制度」で、株式や投資信託などの金融商品の売却益や配当金が毎年一定金額の範囲内で非課税になる制度です。「つみたてNISA」と「一般NISA」があり、投資期限や非課税で保有できる期間が定められています。「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、長期にわたる積立・分散投資による資産形成を推進するため、NISA制度の抜本的な改正がなされ、令和6年1月1日以降は新NISAが適用されます。効果的に利用するかどうかで、個人所得に大きな違いが生まれる場合もあります。早い段階でポイントをチェックしていきましょう。

1) 現行のつみたてNISA・一般NISAが一本化されます。

改正後において、つみたてNISAは「つみたて投資枠」、一般NISAは「成長投資枠」と名称が変更となり一本化されます。現行の一般NISAでは年間投資上限額が120万円で非課税保有期間が5年間、つみたてNISAでは年間上限額が40万円で非課税保有期間が20年間のいずれかを選択する方式でしたが、これら制度間の関係が撤廃され併用できるようになります。このような柔軟性を持たせることによって、より投資しやすい制度に改正されたと言えます。

2) 非課税保有期間が無期限化されます。

現行のつみたてNISAでは非課税保有期間は20年間、一般NISAは5年間であるのに対して、改正後は無期限化されます。つまり、これまでのような非課税保有期間を撤廃することによって、長期間に渡って資産を投資にまわしやすくなります。

3) 投資可能期間は恒久的な措置とされます。

現行のつみたてNISAでは投資可能期間は2042年まで、一般NISAは2023年となっており時限的なものであったため、NISAの口座を開設するタイミングも限られていました。改正後は恒久化されますので、いつでも口座を開設できるようになります。

4) 年間投資枠・非課税限度額が大幅に拡充されます。

現行のつみたてNISAでは年間投資枠が40万円で非課税限度額が800万円、一般NISAは年間投資枠が120万円で非課税限度額が600万円となっており、同じ年においてはどちらかを選択しなければなりません。一方、改正後は、つみたて投資枠は年間投資枠が120万円、成長投資枠は年間投資枠が240万円となっており、最大360万円まで併用が可能になります。また、生涯で投資できる枠（非課税限度額）は1,800万円と大幅に拡充されます。

5) 資金に余裕がある時、相場が下落している時などに、集中的な投資が可能となります。

現行のNISAでは、非課税限度額は年間投資枠と同額（つみたてNISAであれば40万円/年）となっており、タイミングを見計らった集中的な投資は難しいものでした。一方、改正後のNISAの生涯投資枠は、1,800万円以内ならば投資する時期を自由に決めることができます。資金に余裕がある場合は投資にまわすことができますので、相場が下落している時などに集中的な投資が可能になります。

	現行NISA(令和5年12月31日まで)		新NISA(令和6年1月1日以降)	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
対象者	18歳以上の居住者等		18歳以上の居住者等	
制度間の関係	いずれかを選択		併用可能	
投資可能期間	2042年まで	2023年まで	恒久化	
非課税保有期間	20年間	5年間	無期限化	
年間投資枠	40万円	120万円	120万円	240万円
			最大360万円まで併用可能	
非課税限度額	800万円 (40万円×20年)	600万円 (120万円×5年)	1,800万円 (うち、成長投資枠1,200万円)	
対象商品	長期投資に適した 投資信託	上場株式・投資信託等	長期投資に適した 投資信託	上場株式・投資信託等 (一部対象外あり)

このように改正後は各方面において投資しやすくなっています。なお、改正後の留意点についても理解しておきましょう。

- 現行NISA（一般NISA及びつみたてNISA）において投資した商品は、新NISAの枠外で、引き続き現行制度の取扱いが継続されます。※非課税期間経過後も新NISAへロールオーバー（移管）することはできません。
- ジュニアNISAは、令和5年末で終了します。
- 非課税限度額は、購入した商品の簿価で管理されます。例えば、100万円で購入した株式を、200万円で売却した場合、「非課税限度額の枠において、100万円の空きが生じた」と考えます。

2. 暦年課税における相続前贈与の加算期間の見直し 資産課税

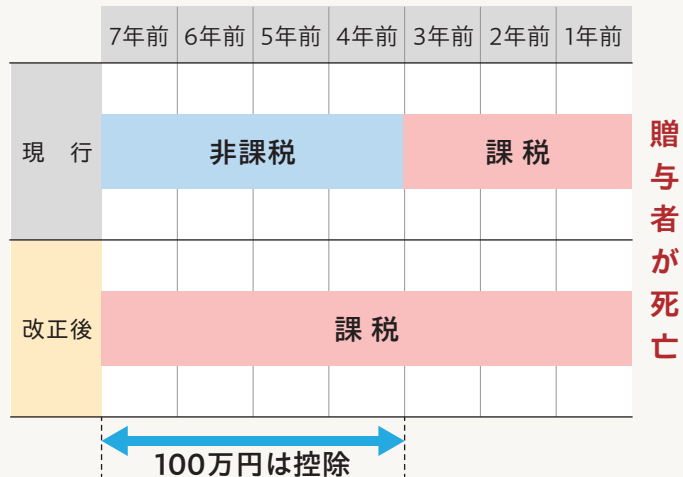
暦年課税制度において、生前に贈与された財産は、毎年110万円までは贈与税がかかりません。ただし、相続開始前3年以内に贈与された財産は、相続財産に加算され、相続税の対象になります。今回の制度改正では、この加算期間が見直されることになりました。

- 1) 生前贈与加算について、**現行の3年以内から7年以内へ変更になります。**
- 2) **延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円までは相続財産に加算しません。**
- 3) **適用は令和6年1月1日以後の贈与から開始されます。**
- 4) **加算期間を段階的に延長し、7年間の加算となるのは令和13年1月1日以後に発生する相続からになります。**

右の図は現行と改正後の加算期間を比較した図表になります。ご覧の通り課税期間が7年になることによって相続税の対象となる期間が長くなっています。延長した4年間に贈与された分においては、総額100万円まで相続財産に加算しないとしています。

なお、改正後の制度適用は令和6年1月1日以後の贈与からですが、加算期間は段階的に延長となりますので、改正後すぐに生前贈与加算期間が7年になる訳ではありません。7年間の加算となるのは令和13年1月1日以後に発生する相続からになります。

高齢者人口が増え、生前贈与をする人も増えてきていますが、制度内容に合わせてしっかりと準備をしていきましょう。



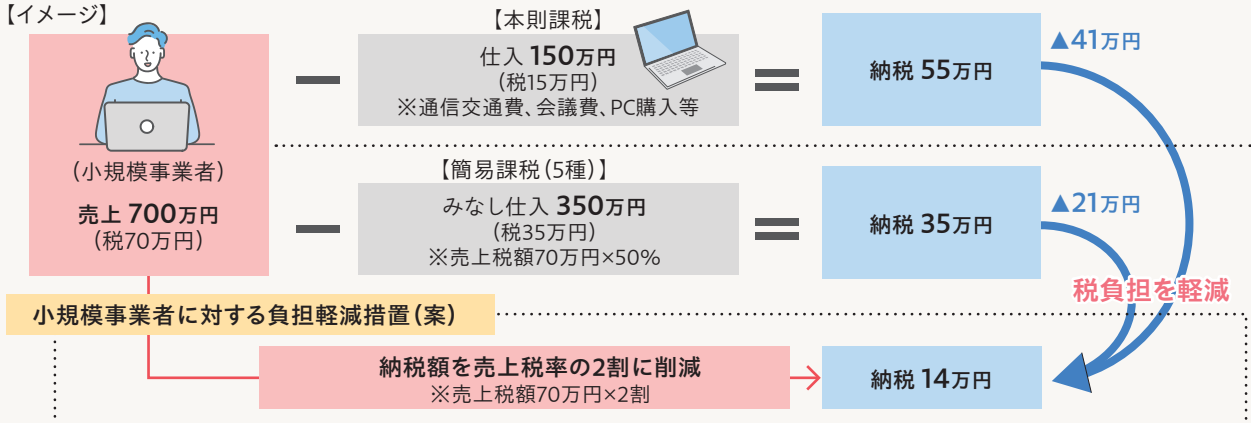
3.インボイス制度 (小規模事業者に対する負担軽減措置)

消費課税

いよいよ令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます(インボイス制度については、OAG税理士法人HPのこちらの記事をご覧ください。「まだ間に合う、インボイス導入に伴う免税事業者年度 <https://www.oag-tax.co.jp/magazine/invoice-system/>)。インボイス制度におけるインボイス(適格請求書)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、買手は仕入税額控除を受けるために、インボイス(適格請求書)の保存が必要です。基準期間における課税売上高が1,000万円未満の免税事業者がインボイスを発行するには、課税事業者にならないではありません。インボイス発行事業者となる免税事業者の税負担を軽減するため、**納税額を売上税額の2割に抑える**激変緩和措置を3年間講ずることになりました。

- 1) 適用期間: 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間
- 2) 適用要件: 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合

【イメージ】



※負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

このようにインボイス発行事業者となる場合の負担が軽減されることによって、事業を継続しやすくなります。なお、制度を利用する際の留意点は次のようになります。

実務上の留意点

- (1) 令和5年10月1日の属する期から適用される課税事業者の選択について
 - ① 課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5年10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる日の属する課税期間については、適用しません。
 - ② 課税事業者選択届出書を提出したことで、令和5年10月1日の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求発行事業者が、その課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、その課税期間から課税事業者選択届出書の効力を失います。
- (2) 税額の計算方法について
みなし仕入率が80%である場合の「簡易課税制度」と同じ計算方法になります。
- (3) 2割特例の適用に当たっての手続きについて
 - ① 消費税の確定申告書に適用を受ける旨を付記します。
 - ② 事前の届出は不要で、2年間の継続適用の縛りはありません。
 - ③ 申告時に、簡易課税又は本則課税とも選択適用が可能です。
- (4) 簡易課税制度への移行措置について
適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。

今回は「NISA制度」「贈与税」「インボイス制度」の税制改正におけるポイントをご紹介させていただきました。是非皆様の参考になれば幸いです。OAGでは常日頃から情報を収集し、皆様からのご相談やお問い合わせに対して適切なアドバイスが出来るように心がけています。ご不明な点やサポートをご希望の場合は、お気軽に弊社までご連絡ください。

最新の税制に関するご相談は **OAG税理士法人** にお任せください!

税制改正への万全な対応はOAG税理士法人にお任せください!
常に最新の税制に基づいて、皆さまの最適な税務の実現と納税をサポートいたします。
お悩みや疑問がございましたら、お気軽に弊社担当者までお尋ねください。

【お問い合わせ先】 OAG税理士法人 Tel. **03-3237-7500**



OAG監査法人

「顧客に寄り添う」—OAG監査法人



OAG監査法人は、監査業務とアドバイザリー業務を「顧客に寄り添う」姿勢でご提供しております。監査業務はややもすると財務諸表の正誤を指摘するだけの無味乾燥な業務になりがちです。OAG監査法人は、そういう業務提供を是とせず「寄り添う」姿勢でクライアント様の成長を支援することを理念として2009年に創業し、現在もその理念を大切に、業務を実施しております。

- ・拠点は、東京と大阪の2拠点となります。
- ・人員は、公認会計士35名（内常勤22名）、コンサルタント3名、アシスタント3名、事務スタッフ4名の計45名体制です。
- ・業務は、①監査業務、②アドバイザリー

業務の大きく2つを実施しています。

①の監査業務においては、上場企業の監査業務は6クライアントに対して実施しています。またOAG監査法人の特徴として医療法人の監査において国内トップクラスの実績を有している点があります（現在18医療法人、その中には国内の民間医療法人TOP5の法人が2法人含まれています）。

②のアドバイザリー業務においては、DD（デューデリジェンス）業務、評価業務に加えて、医療法人様に対するアドバイザリー業務（医療圏調査、病床再編シミュレーション、医業収益改善、管理業務改善等の会計業務以外）の業務提供

を医療の専門コンサルタントが実施しております。この点は他の監査法人には無い特徴です。

他の特徴としては、メンバーの専門性が高いことがあります。会計の専門家として大手ファームのマネージャー以上の採用をしていることで付加価値の高い業務をご提供できており、クライアント様からも一定のご評価をいただいております。また、海外駐在経験（インド・タイ・NY等）のあるメンバーも一定数おりますので海外対応も可能です。

メンバーも年々拡充しておりますので、グループの総合力を活かした高付加価値のある業務を当社グループ各社とともにクライアント様にご提供することでOAGのファンを増やしていきたいと考えております。なんでもお気軽にご相談いただければと思います。

東京事務所

【Address】

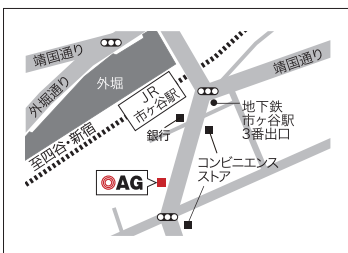
〒102-0076
東京都千代田区五番町6番地2
ホームマットホライゾン4階

【Access】

東京メトロ南北線/有楽町線・都営新宿線
「市ヶ谷駅」3番出口、JR総武線「市ヶ谷駅」
より徒歩3分

【Contact】

TEL:03-6265-6598



大阪事務所

【Address】

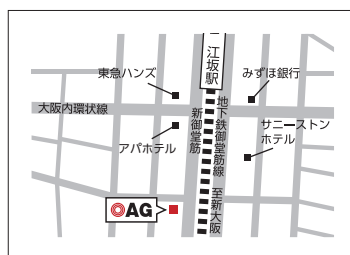
〒564-0053
大阪府吹田市江の木町17-1
コンパーノビル6階

【Access】

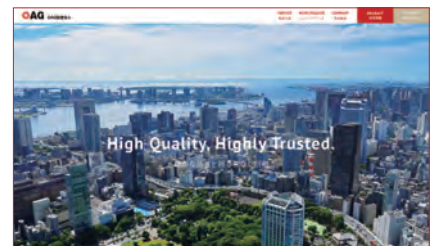
大阪メトロ御堂筋線「江坂」駅徒歩5分

【Contact】

TEL:06-6310-3200



OAG監査法人 代表社員
今井 基喜



コーポレートサイトを
リニューアルしました
<https://oag-audit.or.jp/>



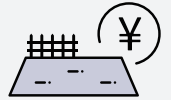
チーム 相続[®]

☑ 相続税、贈与税 に特化した税理士

☑ 常に複数の目でチェックする チームワーク体制

☑ グループならではのあらゆる課題を解決する 専門家集団

01 ▶ 放置していた土地を売却した場合、何か使える特例はありますか?



Q 父親が購入後ずっと放置していた土地を、母と私（1/2ずつ共有）で相続により取得しました。私は遠方に住んでおり、管理が負担になっていたため、売却したいと思います。数百万円で無事売却できそうですが、売却益が出た場合に何か税金上の特例はありますか?

A 令和7年12月31日までに売却した場合、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」が受けられる可能性があります。「低未利用地」とは、一時的な資材置場、青空駐車場、空地、耕作していない田畑、管理放棄されている山林が該当します。

1. 「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」とは

令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間に「一定の要件に当てはまる」土地等を売却した場合に、売却益から100万円を控除することができます。

共有の場合には、お一人ずつこの制度が適用できますので、1,000万円以下のご売却であれば、お母様とお子様とで合わせて200万円を売却益から控除することができる可能性があります。

2. 主な注意点

特例の適用を受けるための主な要件は、下記のとおりです。

①売却した土地が、都市計画区域内にある特例の対象となる「低未利用地」であること。

②令和7年12月31日までに売却すること

③売った年の1月1日において、所有期間が5年を超えること

④個人ごとの売却額が500万円以下であること

なお、次の区域内の令和5年1月1日以降の売却は、売却額の上限は800万円に引き上げられました。

- ・市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る）

- ・所有者不明土地法に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の区域

⑤売った土地建物などがある所在地の市区町村長に対し、一定の事項を確認した旨を記載した書類を申請すること

3. 申告時の注意点

この特例を受けるためには、確定申告書に、売買契約書の写し、「低未利用土地等確認書」等の書類を添付します。

※不動産の売却等に伴う税金の申告は、その売却時のシチュエーションにより個別に判断を要する場合があります。

02 ▶ 被相続人の予定納税について



Q 父親には不動産所得があり、毎年確定申告を行っていました。令和4年9月1日に亡くなったため、令和4年1月1日から相続開始日までの準確定申告を行う予定です。書類や通帳を確認したところ、8月1日に予定納税分が引き落としされていました。11月30日に第2期分の予定納税振替日となりますが、引落しを止めることはできますか。

A 予定納税は前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合に、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納付する制度です。

所得税の予定納税の納税義務は、その年の6月30日を経過するときに成立します。

6月30日以前に相続が開始した場合には予定納税の義務はありませんが、7月1日以後に相続開始した場合には納税義務が承継されます。

この場合、予定納税で納めた税額は準確定申告の際に控除されます。

今回のご質問では相続開始日が9月1日ですので、第2期分の予定納税は納付義務があります。

口座凍結等で口座振替ができない場合には、税務署に連絡し納付書を用意してもらうようにして下さい。第2期分の納付期限は11月30日となっておりますので、納付が遅れると延滞税が発生する可能性があります。

ご相談につきましては
OAG税理士法人までお問い合わせください。

チーム相続



私の Off-Time

OAG税理士法人
タックスアドバイザー 第二部

前田 勇希

私の趣味

私の一つ目の趣味は、旅行です。

幼少期の頃から両親や祖父母にさまざまな場所へ連れて行ってってもらったことがあり、まだ行ったことのない場所の景色や雰囲気がとても好きで、自身でも色んな所に行ってみたいと思ったのがきっかけです。

ですので、大学生時代から友人を誘って、大阪や沖縄など方々へ足を運んでいました。

特に一番残っている思い出は、友人との沖縄旅行です。沖縄で、スキューバダイビングをした際に、お魚と触れ合う機会がありました。

その時に、インストラクターからエサを少しずつ摘んであげるというジェスチャーのもと、エサをあげていたのですが、一人の友人が摘まずそのままエサを与えてしまい一瞬でエサがなくなった瞬間は笑ってしまいました。

旅行を通して、友人の知らない一面やさまざまな面白ハンプニングなどもあって、一つひとつが本当にいい思い出として残るので、旅行はやめられないです。

最近では、車を借りて日帰り旅行をすることが多いのですが、日帰りになると訪れた地元の温泉に入ってゆったり過ごす終わり方の1日もとても好きです。

私の2つ目の趣味は、飲みに行くことです。

成人してからお酒を飲む機会が増えまして、友人や職場の方と一緒に飲む場が好きになったのがきっかけです。

友人や職場の方と一緒に飲みに行くと、さまざまな人の知らない一面や人それぞれの変化がお話を通じて見えたりして、その場の笑いや楽しい雰囲気や出会いがあって好きです。

現在はコロナ禍ですので制限の下、今後、社内でも交流を深めていきたいと思います。



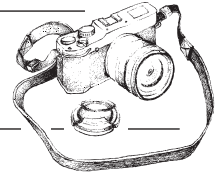


Photo by Yasuyoshi Wada



▲ベリー艦隊来航記念碑



▲ホテルから望む大浦湾



▲下田駅前



▲踊り子号車内



▲下田港



▲弓ヶ浜



▲石廊崎と灯台

伊豆半島の先端にある下田に行ってきました。今回はOAGが顧問を務める会社の社長と1泊2日の二人旅です。社長は事あるごとに「太田さんが開業するまで数カ月待ってから顧問契約をしたんだ」と誇らしげに話されます。つまり35年の月日を経て大規模な税理士事務所となったOAGの顧問契約第一号が僕の会社なんだ、と。

また太田さんと初めて会った時、その人となりを見て「事務所は大きくなるだろう」と予感したそうです。今は80代半ばの社長ですが、太田さんと巡り会った時は50代前半のバリバリの経営者であり、一代にして下町のアパレル事業を中堅企業までに成長させた方です。太田さんが公務員から税理士になった際に“営業のイロハ”を伝授していただいた恩人でもあります。太田さんは契約時に恐る恐る顧問料3万円を提示しましたが、社長からは「15という数字が好きなので15万円にしよう」と逆提案されて、太っ腹な社長にびっくり仰天した思い出があるようです。時代の流れの中で、今はアパレル事業を閉じて賃貸業を生業とされています。

本題に戻りますと、僕が完全リタイアした後、仕事上の利害関係が無くなった今も何かと親しくさせて頂いて、昨年奥様を亡くされたので、気分転換になればと今回旅にお誘いしました。とは言っても今は杖が離せないお身体なので、あまり負担のかからない旅を計画し温泉保養も兼ねて伊豆下田へ旅する

ことにしました。伊豆半島は僕にとって、いろいろな思い出のある場所で、最初は小学生の時、母に初めて連れてきて貰いました。当時は、伊東から下田までの鉄道が無く、舗装されていない田舎のおんぼろ道を海岸線に沿って路線バスに揺られて行きました。そして学生時代は、弓ヶ浜、白浜へは海水浴をしにきたというより、テント持参で海岸縁で麻雀卓を囲んで遊んだ場所でした。夜は夜で、漁火を見ながら満天の星の輝きに感動したことを覚えています。また社会人になってからは、伊豆半島中央にある天城連峰の伊豆山から小説「伊豆の踊子」で有名な天城トンネルまで、富士山と太平洋の海原を見ながらハイキングで縦走しました。そんな思い出のある地へ、東京駅から踊り子号で下田へ行き、翌日はレンタカーで伊豆半島先端の弓ヶ浜と石廊崎を訪ねました。車窓から伊豆七島が見えるはずでしたが、快晴ではなかったので大島だけを望みながら、3時間程で伊豆急下田駅に到着した後、ホテルの送迎バスでホテルに直行しました。小高い丘にあるホテルの部屋と露天風呂からは大浦湾に続く太平洋を一望することができ、和洋折衷の海鮮懐石を2人で語りながら楽しみました。翌日はレンタカーで弓ヶ浜経由石廊崎までドライブした後、下田港へ戻り、1854年に日米和親条約の締結に向けベリーが上陸した場所である来航記念公園を見学して、伊豆急下田駅から踊り子号に乗車して帰途に着きました。



▲執筆:和田安義

安の今月の一句

「漁火に 星走るかな 弓ヶ浜」

OAG税理士法人は 今年の5月で創業35年目を迎えます

35th anniversary

» OB・OGの皆さまよりいただいたメッセージを掲載させていただきます

二つの日本最初

現在、さいたま市中央区にて一人税理士事務所として業務を行っております。

OAG税理士法人の前身である太田孝昭税理士事務所（以下、太田会計）へ就職したのは、平成2年（1990年）8月です。入所時の健康保険証番号はたしか11番であったと記憶しております。

就職のきっかけは大学時代のテニス同好会の先輩である清水裕史氏からのお声かけでした。私が所属していた中大ポームというテニス同好会は、夏の合宿を山中湖平野の東照館で行っており、大学一年の1974年からお世話になっておりました。当時若女将であった長田慶子さんの知遇を得たのもこの年の夏でした。こういったご縁もあり、当時発足間もない太田会計へ就職することとなった次第です。

転職を決断した最大の理由は、太田会計がADVICE LINKという士業複合組織の一員であったことです。弁護士、公認会計士、建築士、弁理士そして税理士の5つの士業事務所がワンフロアに集まり、あたかも一つの事務所として機能していることに大きな魅力を感じたのです。

入所時の太田会計の会計・税務ソフトはJDLを使用しておりました。私の前職の事務所ではMJSを使用しており、引き継いだ関与先もあり当初はMJSのソフトを借りて作業を行ったりしておりました。私が配属された法人税部は6名がおり、税理士試験終了後に5名（1名は資産税部配属）の大量採用が行われたため、2台のJDL端末では業務に支障が出るようになりました。端末待ちの時間が発生し、深夜残業が頻繁に発生するような状況でありました。また当時の保存媒体の5インチFDはJDL独自フォーマットだったため、在庫が無くなると入力データが保存できなくなり、これも業務停滞の一要因となっておりました。今となっては笑い話ですが、3交代制勤務の導入を提案したほどです。それもあって、会計・税務ソフトの変更が企画され、MJSに変換し、長くその時代が続いたと思います。

業務面では多くの新たなものにチャレンジさせていただきました。サン・スーシでの芸能人の方向け経理記帳代

行サービス、税理士事務所買収、税理士法人設立等々、その中での一つが、一番目の日本最初である「マインズ計算センター」の設立です。マインズ農協、船井財産コンサルティング（現、青山財産ネットワークス）、太田会計の三社による合同プロジェクトでした。

平成7年（1995年）1月に280軒ほどからスタートした事業はOAG税理士法人東京ウエストに引き継がれ、現在に至っております。その業務の中で発案した、消費税の還付（いわゆる自動販売機スキーム）が二つ目の日本最初です。

その後、四谷三丁目の本部に戻り管理部門、決算公告推進協議会設立、株式会社あんでな代表取締役等に従事し、株式会社STRASSEに転籍、平成30年（2018年）4月より松本眞一税理士事務所開業、現在に至っております。

OAG税理士法人の創業35周年にあたっての寄稿としてふさわしい文章になっているかはわかりませんが、私の人生の大部分は太田会計、太田・細川会計事務所、OAG税理士法人とともにありました。多くのチャレンジをさせていただいたことに感謝いたします。

税理士の集まりでOAG税理士法人出身ですと申し上げれば、ほとんどの方が理解されます。在職されている職員の方々は、ぜひこの環境を活用し、常に挑戦をしていただきたいと思います。

OAG税理士法人は今年の5月で創業35年目を迎えられるとのこと、本当におめでとうございます。益々のご発展を祈念いたしましてペンを置きます。

松本眞一税理士事務所

松本 眞一
Matsumoto Shinichi



メディア情報

現代ビジネス WEB

知らないと危ない…引き取り手のない人が「お墓があるのに、入れない」事態を避けるための「必要な手続き」

- 掲載日 2023.1.18
- 寄稿 OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣章子

現代ビジネス 太田垣



詳細はコチラ



不動産投資と収益物件の情報サイト 健美家 WEB

貸す時のツメが甘いと大問題に？
まずいと思ったら即対応！
【太田垣章子のトラブル解決！】

- 掲載日 2023.1.19
- 寄稿 OAG司法書士法人 代表司法書士 太田垣章子

健美家 太田垣



詳細はコチラ



セミナー情報

NHK文化センター

住まいの終活 (全3回) オンライン講座

- 開催日 ① 1/15(日) ~人生後半の「住まい」を考える～
② 2/5(日) ~人生最期の「住まい」の選び方～
③ 3/5(日) ~「住まい」の仕舞い方・引継ぎ方～
- 時間 全日程13:00～14:30
- 講師 株式会社OAGライフサポート
黒澤史津乃 (行政書士・消費者生活アドバイザー)
- 参加費 3,300円 (税込・1講座)
※各回お申込みと受講料が必要

①詳細は
コチラ



②詳細は
コチラ



③詳細は
コチラ



オブテージ様主催

賃貸マンション管理会社対象ビジネスセミナー
「トラブル対応」から考える高い入居率を保つ賃貸マンション管理

- 開催日 ・大阪2/21(火)
・神戸2/28(火)
・京都3/7(火)
- 時間 全日程13:00～16:00
- 講師 OAG司法書士法人 代表司法書士
株式会社OAGライフサポート
代表取締役 太田垣章子
- 参加費 無料
- 定員 30名

詳細はコチラ



株式会社ミナジン様・株式会社OAGコンサルティング共催
人事評価制度の導入に成功する企業、
失敗する企業の特徴をコンサル2社が紐解いて解説！

- 日時 2023.2.28 14:00～15:00
- 講師 株式会社OAGコンサルティング
人事コンサルティング部
コンサルタント 裏野優也
- 参加費 無料

詳細はコチラ



書籍・雑誌

月刊金融ジャーナル2023.2 2月号

実家の処分と税金

- 寄稿者 OAG税理士法人 資産トータルサービス部
部長 奥田周年 (税理士)
- 発行 株式会社 日本金融通信社
- 価格 927円 (税込)

詳細はコチラ



お役立ち会計事務所 全国100選 2023年度版

- 発売日 2023.1.17
- 編者 株式会社実務経営サービス
- 発行 三和書籍
- 価格 2,750円 (税込)



「お役立ち会計事務所全国100選 2023年度版」に掲載
経営者のサポートに意欲的な全国100の会計事務所を紹介する
ガイドブックです。(書籍版はAmazonや全国の書店にて販売)
※弊社掲載ページ (P.42～43) の拠点情報部分、埼玉支店の事務所移転
により、右記訂正となります。【訂正: 埼玉 (東松山) → 埼玉 (川越)】

詳細はコチラ



ウェブ版はコチラ



- 住所 東京都千代田区五番町6-2
ホームポートホライゾン
- 発行人 グループ代表 太田 孝昭
- 制作 グループ経営管理本部
マーケティング・コミュニケーション室



メルマガ



YouTube



OAGグループ
Twitter



アセットキャピタルOAG
Twitter



OAGグループ

【お願い】 ご住所などお客様情報をご変更された場合はお手数ですが、弊社担当者にご連絡をいただけますようお願いいたします。情報更新の上、発送させていただきます。